

申請書記入例

【注意事項】

- ◆ 黒のボールペン等（消せるボールペンは不可）をご使用ください。
- ◆ 訂正がある場合は、二重線を引き、訂正内容をご記入ください。
- ※ 修正テープ等は使用しないでください。

様式第1（第5条関係）

モバイルルータ等貸出申請書

（宛先）北名古屋市教育委員会

令和〇〇年〇〇月〇〇日

提出年月日

申請者	住 所	愛知県北名古屋市西之保清水田 1 5 番地
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	保 護 者 氏 名	北名古屋 太郎

※印鑑の押印は不要です。

北名古屋市立小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

児童 生徒	氏 名	生 年 月 日	在籍校	学 年
	(ふりがな) きたなごや いちろう 北名古屋 一郎	平成 令和 〇〇年〇〇月〇〇日	△△ 小学校 中学校	2 年生
	(ふりがな) きたなごや はなこ 北名古屋 花子	平成 令和 ××年××月××日	□□ 小学校 中学校	4 年生
	(ふりがな)	平成 令和 年 月 日	小学校 中学校	年生
	(ふりがな)	平成 令和 年 月 日	小学校 中学	
	(ふりがな)	平成	小学校 中学校	年生

現学年をご記入ください。

同一世帯内の市内小中学校に在学する
児童生徒全員をご記入ください。

記

貸出要綱（抜粋）

- (1) モバイルルータ等は無償で貸し出すものとする。ただし、通信費及び電気代等のモバイルルータ等の使用に伴い要する費用は、借受者の負担とする。
- (2) モバイルルータ等は児童又は生徒の学習目的以外で使用しないこと。
- (3) モバイルルータ等は、附属品であるモバイルルータ取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態を保つこと。
- (4) モバイルルータ等を処分し、転貸し又は譲渡しないこと。
- (5) 貸出期間が終了したとき又は貸出対象者でなくなったときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にモバイルルータ等を教育委員会に返却すること。
- (6) モバイルルータ等を紛失し、盗難し、故障し、又は毀損したときは、教育委員会に報告すること。
- (7) 借受者は、住所、氏名又は電話番号に変更が生じたときは、教育委員会に報告すること。
- (8) 借受者の責めに帰すべき理由によってモバイルルータ等を紛失し、又は毀損したときは、借受者はその損害を弁償しなければならない。
- (9) モバイルルータ等の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者が賠償の責任を負うものとする。